

事業番号	10 09 05	事業改善シート（26年度実施事業分）			<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	大規模建築物等耐震改修緊急促進事業				担当課	部局	建設部	
総合5か年計画	プロジェクト				課・室	建築住宅課		
	施策の総合的展開	4-1 地域防災力の向上 5 災害に強い建物・道路等の整備			E-mail	kenchiku@pref.nagano.lg.jp		
					実施期間	H26 ~		

### 1 事業の概要

目指す姿	地震による既存建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護し、被災時の災害の軽減を図るため、耐震改修促進法の改正による大規模建築物、防災拠点施設、避難路沿道建築物の耐震診断義務化を踏まえ、県内における大規模建築物に義務付けられた耐震診断を法定期限内（H27末）までに確実に実施できるようにするとともに、避難路沿道の耐震化を図る必要がある建築物を早急に把握したうえで必要な対策を講じ耐震化の促進を図る。		
------	---	--	--

現状（予算編成時）	耐震改修促進法により、平成27年末までに大規模建築物等について、耐震診断の実施とその報告が義務付けられた。大規模建築物の耐震診断や改修に係る支援体制が必要である。避難路沿道に存する倒壊すると通行障害となる建築物の現状把握が必要である。		
-----------	---	--	--

県が関与する理由	県でなければ実施不可（その他）	<b>【左記の説明、根拠法令等】</b> ・長野県耐震改修促進計画に基づき減災対策に取り組むとしている。 ・国の制度は地方負担を前提としている。 ・耐震改修促進法第5条により市町村の区域を越える避難路は、県耐震改修促進計画で指定することとされている
県民との協働による実施：実施は困難		

成果目標・事業内容	① 成果目標（H26）				
	大規模建築物の耐震診断：17棟（法定期限である平成27年末までに34件）				
	② 事業内容 <span style="float:right">（単位：千円）</span>				
	項目	実施方法	H26事業実績		
			H26（当初）	H26（決算）	H27（当初）
大規模建築物の耐震診断	補助金・交付金	・補助件数：4件 補助金額：1～2千円/㎡ 補助率：【国】1/2【県】1/6【市町村】1/6【所有者】1/3	22,474	7,667	27,980
避難路沿道建築物の現況調査	委託	避難路沿道にある倒壊すると通行障害となる建築物の現況に係る先行調査	11,610	10,455	9,764
大規模建築物の耐震改修	補助金・交付金	—	—	—	79,996
避難路沿道建築物の耐震診断	補助金・交付金	—	—	—	0
合計			34,084	18,122	117,740

事業コスト	区分（単位：千円）		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額	前年度繰越				
		当初予算			34,084	117,740
		補正予算				
		合計（A）	0	0	34,084	117,740
	Aの財源	一般財源			28,279	112,858
		県債				
		国庫支出金			5,805	4,882
		その他	0	0	0	0
	決算額（B）				18,122	
概算人件費	職員数（人）			0.40	0.40	
	概算人件費（C）	0	0	3,303	3,303	
	概算事業費（B(A)+C）	0	0	37,387	121,043	

成果目標の達成状況					
項目	H25末（実績）	H26			H27目標
		目標	成果	達成状況	
大規模建築物の耐震診断	—	17棟	4棟	未達成	13棟
大規模建築物の耐震改修	—	—	—	—	3棟

目標に対する成果の状況	大規模建築物（診断義務付け建物）の補助制度を利用した診断棟数は、17棟のうち4棟と目標より少ないが、当初診断予定の建築物の一部が、取壊しや改築計画を決定したため診断実施の必要性がなくなったことによるものであり、対象である診断義務付け建築物に係る耐震診断は進んでいる状況
-------------	--

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 平成27年度は、未診断の建物について、法定の平成27年末までに診断及び診断結果の報告が完了するよう関係者と連携し事業を進めていく。 また、平成26年度に先行調査した国道153号を除く15路線の避難路沿道建築物調査を実施し、通行障害建築物の精査・特定を行っていく。
-------------------	---